

- ① 訪問指導員は、次に該当する者のうちから福島県教育委員会が任命する。
- ア 小学校、中学校いずれかの教諭免許状を有し、原則として教職経験のある者
- イ 心身障害児教育に関し、深い理解と熱意を有すると認められる者
- ② 訪問指導員は非常勤講師とする
- (3) 訪問指導員の任用期間
任用期間は、原則として、4月1日から翌年の3月31日までの1年以内とする。
- ただし、再任することができる。

(4) 訪問指導員の職務

訪問指導員は、対象者の家庭を訪問し、次の職務に従事する。

- ① 対象者の能力、特性に応じ、養護学校学習指導要領に基づく適切な指導訓練の実施
- ② 対象者の保護者に対して教育上の相談、助言を行うこと。
- ③ 対象者の教育指導に関し、市町村教育委員会に対して連絡及び報告を行うこと。
- ④ その他、対象者の指導訓練上必要な事項

(5) 巡回訪問指導対象者の申請・報告・決定

- ① 訪問教育を希望する在宅児の保護者は、訪問教育申請書を居住地の市町村教育委員会に提出する。
- ② 市町村教育委員会は、前項の申請書に基づき在宅児実態調査により調査のうえ、教育事務所に提出する。
- ③ 教育事務所長は、前2項により提出された書類を審査し、調整のうえ県教育長に進達する。
- ④ 県教育長は、前項に基づいて対象者を内定し、市町村教育委員会及び保護者に通知する。

(6) 昭和52年度訪問指導員設置場所・員数及び対象者数

設置場所	設置人員	対象者数
県北教育事務所	4名	16名
県中	2名	8名
県南	1名	4名
会津	2名	8名
相双	1名	4名
いわき	3名	12名
計	13名	52名

7 福島県公立養護学校拡充整備準備会議

(1) 福島県公立養護学校拡充整備準備会議委員名

区分	氏名	職名
学識経験者	尾野成治	国立福島大学教育学部教授
厚生部関係	伊東徳祐	福島県中央児童相談所長
施設関係	山下勝弘	社会福祉法人めぐみ・こひつじ学園長
医療関係	中嶋清雄	国立郡山病院小児科部長

区分	氏名	職名
学校関係	金沢里司	福島県立須賀川養護学校長
"	森尾政貴	福島県立平養護学校長
"	武藤義男	福島市立福島養護学校長
"	岡部一三	福島市立福島第四小学校長
"	郡司次男	福島市立大笹生小学校教諭
保護者代表	柳沼朝二	国立療養所福島病院わかき親の会長
"	吉田重夫	福島県精神薄弱児(者)施設親の会連絡協議会副会長

(2) 会議

① 第1回会議

- ア 期 日 昭和52年6月22日(休)
- イ 場 所 福島県職員会館「大仏荘」
- ウ 内 容

(ア) 公立養護学校前期整備計画の現況

- ⑦ 養護学校の新設計画について
- ① 就学指導審議会の設置について

(イ) 公立養護学校後期整備計画について

- ⑦ 既設養護学校施設・設備の充実
- ① 養護教育センターの設置

② 第2回会議

- ア 期 日 昭和53年2月8日(休)
- イ 場 所 (県互助会指定)「恵比寿」
- ウ 内 容

(ア) 公立養護学校前期整備計画の現状について

- 養護学校の新設状況について
- (イ) 就学指導委員会の設置状況について

(ウ) その他

③ 第3回会議

- ア 期 日 昭和53年2月9日(休)
- イ 場 所 (県互助会指定)「恵比寿」
- ウ 内 容

(ア) 第2次福島県長期総合教育計画について

- ⑦ 養護学校の施設・設備について
- ① 養護教育センターについて

(イ) 昭和53年度養護教育の予算概要について

(ウ) その他

第9節 へき地教育

本県における、へき地学校数は「第3章第6節へき地対策(へき地学校の状況、本県へき地学校の概要)」の項で述べているが、県全体の学校数に対して、小学校は35.3%、中学校では24.7%を占めている。また、その分布を地域別にみると、へき地学校の全体の45%が会津方部、26%が県中南部、21%が浜方部、8%が県北方部となり、会津方部に高度へき地指定が目だつのが本県へき地の特色である。

これらへき地、山村、過疎地域の教育振興を図るため、下記の事業の実施に努めた。